

文部科学省物品・役務等契約監視委員会（第50回）議事概要

開催日及び場所	令和2年9月7日（月） 文部科学省 会計課会議室	
出席委員 (敬称略)	○委員長 有川 博（日本大学客員教授） ○委員 大谷 益世（公認会計士） 楠 茂樹（上智大学教授） 清水 光（弁護士） 松浦 亨（北海道大学病院客員診療教授）	
審議対象期間	第3四半期（令和元年10月1日～12月31日）・第4四半期（令和2年1月1日～3月31日）	
個別審査案件	8件	○議事 (1) 令和元年度第2四半期に締結した契約の概要 (2) 個別審査対象案件 (3) 随意契約事前確認公募実施案件に係る審査 (4) その他
一般競争入札方式	5件	
最低価格方式	3件	
最高価格方式	0件	
総合評価方式	2件	
指名競争入札方式	0件	
最低価格方式	0件	
総合評価方式	0件	
随意契約方式	3件	
企画競争	1件	
公募	0件	
競争性のない随意契約	1件	
不落随意契約	1件	
事前審査案件	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の内容	審議の過程で検討や見直しをしていただきたいと申し上げた点については適切に対応をお願いすることとし、全体としては問題なく処理されている。	

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>冒頭、前回の委員会において確認事項案件となっていた「国立アイヌ民族博物館に設置する積層式書架の調達」について、事務局より今後の対応等の報告が行われ、調達部局に対する事務局からの指導を徹底するなどの確認を行った。</p> <p>個別審査案件について（以下、審査順）</p> <p>①「ラグビーワールドカップ2019文部科学大臣主催 レセプション飲食物提供等 一式」 【随意契約（競争性のない随意契約）】 （大臣官房会計課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常、会場と飲食が一体となつての入札を行うと思うが、なぜわざわざ切り離したのか。 ・ 内覧会場の選定はどうやって決まるのか。 ・ 競争性のない随意契約は、会計法のどの条文を根拠にしているのか。 ・ 先の会場がどうやって決まったのかをきちんと説明できないと、今回の随意契約が会計法令に合っているかどうかを確認する際に大きな問題が生じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプションに先立ち日本文化を紹介する内覧行事の会場として、東京国立博物館が決まっていた。博物館自体は飲食経営をしていないので、館内の調理できる施設と飲食物の契約を行い、会場と分けて契約を行った。 ・ 文科省内である程度会場案を絞った上で、優れた文化財を保有する東京国立博物館がスケジュール的にも適していたため、そこが会場となった。 ・ 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合を根拠としている。 ・ 今後は丁寧に説明していきたい。

てくるので、会場を選定された内容を説明資料にきちんと記載しておいていただく必要がある。

②「中央競技団体による普及・マーケティングに係るモデル形成支援事業」

【随意契約（企画競争方式）】

（スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付）

- ・ 一者応札となった理由は何と分析しているのか。
 - ・ 第1回目の公募には応募がなくて、再公募でようやく1者が応募して、そこに決まったということか。
 - ・ 1回目の公募で1者採択した時はどれくらいの団体が手を挙げたのか。
 - ・ どうして1回目で、最終的に1者しか手をあげなかったのに、条件を変えずに再公募でもう1者が手を挙げてきたと考えるか。
 - ・ 採択された団体はこの事業に応募できるゆとりがあったが、ほかの団体はオリンピックに向けて余裕がない時にこういったモデル事業を展開して、他の団体を誘導できるのか。オリンピックが近いこの時期にどうしてこういったモデル事業をやるのか。
 - ・ ほとんどの団体が中長期の事業計画を作っていない時期に2つの団体がモデル形成事業をやるのは、要はまだ遅れている事業、遅れている団体をこれでもって引っ張っていかうという趣旨なの
- ・ 公募要領に定めた中長期ビジョン及び中長期計画の策定が追い付いていない団体が多数あり、また、約500万円と少額であった等の理由から十分な応募が得られなかったと考えられる。
 - ・ 第1回目の公募で1者が採択されており、もともと公募が2件の採択予定であったので、再公募を行った。
 - ・ 1団体のみである。
 - ・ 公募を延ばしたことによって期間ができたので準備の期間を確保できたのではないかと認識している。
 - ・ オリンピックまでの残り1年で、そろそろオリンピック後というところを視野に入れてきている状況で、政府としては、先を見越して事業を進めたいという思いでさせていただいた。
 - ・ 先行している団体のモデルケースというのを見せて、後々その理解がまだ追いついていない団体を引っ張り上げるという目的もある。

<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こういう事業は今回の2件で終わりではなく、これから拡張していったり、データを多く集めるなど幅広にやっていくことが重要で、そのときにまた、1団体しか手を挙げないとなるとなかなか先に進まないの、文科省としてそういった意味のマーケティングが必要になるのではないか。 <p>③「令和元年度「新進芸術家海外研修制度」システム改修業務」</p> <p style="text-align: center;">【一般競争（最低価格落札方式）】 （文化庁参事官（芸術文化担当）付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初に参考見積書の提出があった者のみの参考見積を基に作成された予定価格が全く見当外れで、ほかの応札者3者がかなり低い金額をだしてきたということだったが、参考見積書を提出した業者ともう少し意見交換を図ればこんな落札率が低くなりすぎずに済んだのではないか。 ・システムの改修となっているが、もともとあったシステムを改修したと考えていいのか。 ・システムの拡張をする場合、著作権を保護する、著作権の開示といった問題が出てくる。文科省、本体事業者のどちらに著作権があるのか。 ・競争入札により安価な落札となっているので、その成果物が本当に本体事業者の実施する業務に合うシステムになったかどうか、その検証をしっかりやってもらいたい。 ・今回の改修が本体事業からシステム改修を切り出すことで本体事業の支障をきたすようになっては 	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの団体が応募できるよう改善に努めてまいります。 <ul style="list-style-type: none"> ・我々は今必要な機能に絞って改修を進めていきたかったが、参考見積書を提出した業者は、長年在外研修全体の事業（以下「本体事業」という。）を受託していたこともあり、改修内容について、より高い理想のシステムに近づけたかったのだろうと考える。 ・そのとおり。これまで本体事業を受託していた業者が、委託業務の範囲内で独自に作成したシステムを改修するもの。 ・本件は、文化庁で管理をしている。 ・運用に関しては特に問題なくやっている。 ・今後検討してまいります。
---	--

ならず、逆に、うまくいっているのであれば、本体事業の契約をきちんと見直す必要があるのではないか。

④ 「「私的録音・録画に使用される機器等に関する実態調査」の集計・分析業務」

【随意契約（不調・不落随意契約）】
（文化庁著作権課著作物流通推進室）

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 一者応札となった理由は何と分析しているのか。・ もう少し早くに入札のスケジュールが決まれば不落のあと随意契約にならずに済んだのかなと思うが、スケジュール的に厳しかったのか。・ なぜ今回調査と分析・集計とを分けたのか。・ 分析・集計のみの調達になぜ1者しか手を挙げてこなかったのか疑問である。・ 最初の調査の業者は、どうやって選んだのか。ローデータを取る業者というのは。・ 今回の分析・集計を受託した業者は調査と同じ業者か。・ 調達期間が短期間になったのは、調査と分析・集計を分けたことに原因があり、少額随契で特定の者を決めた後に、残りの一貫した業務の入札で、 | <ul style="list-style-type: none">・ 業者へのアンケートによると仮に応募したとしても落札できる見込みがないとの回答をもらっている。・ そのとおりです。・ 調査したデータを早急に見る必要があり、それを優先させたため調査と分析・集計を分割した。御指摘のとおり分割せずにやっていたら恐らく不落にならなかったのかなと思っている。・ 調達の期間が短期間だったことが要因と思われる。・ 最初の業者は複数者に見積りを提示したところ、少額随意契約でできるという業者から手が挙がり、そちらにお願いをした。・ 同じ業者である。・ (会計課) 分かりました。 |
|---|---|

その同じ業者が一者入札で入ってくるというこの
手続は、大いに疑問が生じる。こういうやり方を
されると、一者入札は永遠に直らない。ここの疑
問点を会計課も協力して調べていただきたい。

⑤「令和2年度用小学校社会科補助教材の梱包発送
一式」

【一般競争（最低価格落札方式）】

（大臣官房会計課）

- ・ここでの変更契約は、仕様書の数量間違いが原因
という理解で良いか。
- ・もし仕様書が正しかったら、他の業者がもっと低
い価格で入れてきたりするなど、そういった影響
はなかったか。
- ・この案件は低入札価格調査基準を下回っていない
か。

⑥「社会教育実践研究センター3階ロビー什器 一
式」

【一般競争（最低価格落札方式）】

（国立教育政策研究所）

- ・一者応札となった要因をどう分析しているか。
- ・調達したソファやテーブルやイスというのは、

- ・そのとおりです。
- ・可能性としてゼロではないが、苦情を言ってくる業者はなかった。
- ・ご指摘のとおり、予定価格1,000万を超える製造請負の案件で、落札金額が予定価格の2分の1の金額を下回っていたので、低入札価格調査を実施した。調査の結果、落札した業者は業務が遂行できると判断したため、そのまま契約を結んでいる。

- ・納入場所が3階なのだが、建物内にエレベーターがないこともあり、運搬作業員を多く確保する必要や、年度末の繁忙期で運搬作業員を確保するのが困難だったと推測する。
- ・一般的な事務用機器を扱っている者であれば、

<p>この者しか応札できないような特殊なものだったのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告をかなり早めにして、どの業者もゆっくりある程度仕入れて、ちゃんと納入できるようなスケジュールを立てないと、国民や私たちから見て、単に年度末に予算が余ったから消費していると思われないようにしないといけない。 ・予定価格の算出方法で、一番安価な類似案件の実質値引きというのはどこの類似案件か。 ・国民の税金をできるだけ少なく使って、いいものを入れようというのが見えてこない。何とか歯止めをかけるような工夫を真剣に考えていただきたい。 <p>⑦「高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための研究開発事業」</p> <p>【一般競争（総合評価落札方式）】 （初等中等教育局参事官（高等学校担当）付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となった要因をどう分析しているか。 ・時期的に公告がかなり遅れており、予算を繰越して次年度に、ということは考えなかったのか。 ・この時期に公告したのでは、出てくる成果物の質に疑問を感じざるを得ない。また、受託した業者はそれなりの大手なので、かなり足元を見られる 	<p>どこ業者でも参加可能であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後気をつけたい。 ・研究所に収めている実績であったり、ホームページ等で価格の市場調査をした際の金額等を採用している。 ・厳しい中で予算を獲得しているので、1円でも安くという認識を持っているが、より一層の努力はしなければいけないと思っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業で調査する測定ツールの作成に関わった事業者は参加対象から除外しますと縛っている関係で、手を挙げる調査機関が少なくなり、応札しづらい形となっている。 ・できるだけ早く、学校現場に対して、そういう比較検討ができるような情報提供をしたいところから、できるだけのことをしたかった。 ・結果論かもしれないが、成果物については、しっかりしたもので、非常にいい調査研究をしていただいたと思っている。
--	--

<p>可能性も出てくるのではないかと疑ってしまう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究って、まさにリサーチであるから、これを1カ月間で成果物を全部提出するということが常識から考えると極めて厳しい。もっと早めに着手された方がよい。 <p>⑧「官民協働による新たな地域科学技術施策に関する調査 一式」</p> <p style="text-align: center;">【一般競争（総合評価落札方式）】 （科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課地域支援室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となった要因をどう分析しているか。 ・その一者は具体的にどんな不備で、入札資格を満たさなかったのか。 ・入札説明書の交付を直接受けないと、入札参加資格がないというのは何を根拠にしているのか。 ・こういう縛り自体が政府調達の方で、公正性、公平性に欠く要件ではないかという疑いがあり、公告の条件を見直す必要があるのではないか。文科省全体として検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度も、類似の事業を進めており、今入札公告に向けて動いているので、今年は今回のようなことはないようにしたいと思っている。 ・公告期間中に2者からの提案書類の提出があり、競争性はあったが、そのうちの1者は、提案体制に不備がありそもそも入札資格を満たさなかったため、やむを得ず一者応札となった。 ・「入札説明書の交付を受けた者であること」が参加資格の条件となっていたが、受け取りに来た業者とは別の協力会社が主となって入札してきたため、直接受け取りに来た者ではないことから、参加要件を満たせず、書類を受理することはできなかった。 ・趣旨としては、どんな者がこの調査に関心があるかというのを、こちらも把握する意図があった。つまり、何らかの形で手を挙げる意思があるということを示した者を把握するために、この参加要件を設けている。 ・（会計課）分かりました。
--	---

随意契約事前確認公募審査案件について

(以下、審査順)

「学校における体育活動での事故防止対策推進事業」

スポーツ庁政策課学校体育室

- ・事前確認公募という形を取るということは、ほかに受託できる業者が国内にいるというのが一つ前提にあると思うが、この団体以外に、どんな業者がやれると考えるか。
 - ・そういう意味合いで事前確認公募の手続きを選んだということか。
 - ・各委員とも事前確認公募に移ることに賛成ということで、当委員会の意見として承っていただきたい。
- ・この団体から資料を取り寄せてやることは可能ではあり、その手間をかけてでもやる者がいる可能性を否定できない。
 - ・そのとおり。